

# 告示

## 埼玉県教委告示第五号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第六条第三項の規定により、次の表に掲げる埼玉県指定有形文化財は令和六年一月十九日をもって指定を解除された。

令和六年一月二十六日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

種類	名称及び員数	所在地	所有者
建造物	箭弓稻荷神社殿 一棟 付 棟札 二枚	埼玉県東松山市箭 弓町二丁目五番十 四号	箭弓稻荷神社